

特集

再審開始に向けた闘い

冤罪をただすために

◆特集にあたって

▼多発する冤罪事件とその原因

誠に残念なことであるが、我が国の司法は死刑判決を含め、冤罪を生み続け、冤罪事件が跡を絶たない。

その原因はどこにあるのか。本誌二〇一六年一月号の特集「日本国憲法公布七〇年——原点から今を問う」において、長年にわたり裁判官を務めた秋山賢三氏は「司法は冤罪と向き合うことができるか」の中で、裁判制度の「徹底した中央集権的組織、官僚的統制」「起訴した以上は何が何でも有罪を獲得することに徹底的に固執する検察」、それと「劣悪な弁護環境」を挙げている。

冤罪被害の深刻さは、それを経験したものでなければ分からないが、その影響は本人にとどまらず、家族全体が奈落の底に突き落とされたようなひどい目に遭い、一生を台無しにされてしまう。

二〇一〇年から一六年にかけて、足利、布川、東電OL、東住吉と、無期懲役刑で再審無罪が相次いだが、数多くの冤罪の存在を知ると、有罪率が九九・何パーセントなどということ自体が、日本の司法の無



能さを表していると言っても過言ではないであろう。

▼再審請求事件の実態

冤罪を正すために再審請求を申し立てる事件が数多く存在するが、その実態はどうなっているのか。

本特集は、それを明らかにするために、日弁連人権擁護委員会が発行している「再審通信」などを参考に、現に闘われている主な再審請求事件を取り上げ、次のような依頼文を付して、弁護団にその報告をお願いした。

「三〇〇〇字という短い文章に纏めるのは、大変だと思いますが、次の順序で執筆いただければと思います。①事件の概要、②捜査状況、③確定審の経過と結果、④再審請求審の経過と結果（なお、上記の中で、確定審および再審請求審の問題点について端的に指摘するとともに、できましたら弁護団長、主任弁護人、弁護人数、支援活動の紹介もお願いします。また、表題や項目毎に的確な見出しを付けていただければ、幸いです。」

本文を読んでいただければお分りのように、いずれの事件についても、それぞれの弁護団から、忙しい中、渾身の思いを込めて報告がなされている。

中には思い余って四〇〇〇字を超える原稿もあったが、全ての事件を平等に二頁に収めるため、相当の文字数について削除をお願いするなど、ご苦勞をおかけした。

▼再審法の早急な制定の必要性

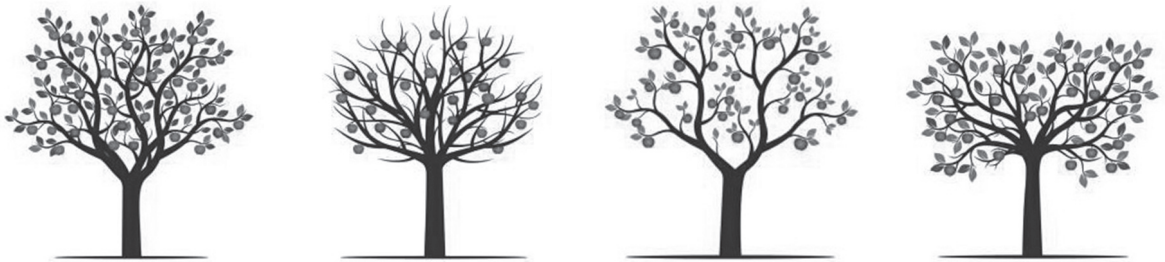
それにしても、各事件の報告から分かることは、多くの事件で再審請求人の高齢化が進む中、確定判決の維持に固執する検察官が、弁護側が求める証拠の開示について徹底的に抵抗するなど実態を明らかにすることを拒み続け、裁判官によっては、検察側の意向を付度してか、協議に消極的なために審理が長期化していることである。

しかも、再審請求が棄却されることがほとんどで、仮に開始決定が下されても、検察官の抗告でさらに長期間を要し、再審開始に至るケースが極めて少ない実態が明らかになった。なお、冤罪を生み出す背景に、弁護人の不適切・不十分な弁護活動が存在することも忘れてはならない。

ところで、本特集について報告を依頼した後、松橋事件が再審開始決定を勝ち取り、近々に無罪の判決が言い渡されることになったが、いずれの事件についても、早急にそのような経過をたどることを念じてやまない。

そのためにも、現在の不十分な再審法制を直ちに改め、少なくとも、①再審における証拠開示規定の新設、②検察官の不服申立ての禁止、を内容とする再審法の制定が求められる。

日弁連は、本年一〇月三日に徳島市で開催する人権擁護大会のシンポジウムにおいて「えん罪被害救



済へ向けて「いまこそ再審法の改正を」を予定し、現在、再審弁護団に向けて詳細なアンケートを実施している。

また、市民運動としては、これまで日本国民救済会や「なくせ冤罪！市民評議会」などが活動してきたが、最近、新たに「再審法の改正をめざす市民の会」の準備会が五月二〇日の結成に向けて活動を開始しており、四月二日には、衆議院第二議員会館で「松橋事件 再審無罪報告」が予定されている。

▼刑事司法の抜本的な是正

そして、何よりも重要なのは、「人質司法」ともいうべき、日本の刑事司法制度の改革と運用を根本的に改めることである。安易に逮捕・勾留を認めて身柄を拘束し、弁護人の立会も認めず、「自白」をさせるために、二三日間もの長期間、精神的・肉体的に苦痛を与える厳しい取り調べを強行し、一旦「自白」が得られさえすれば、法廷で無罪を主張しても、よほどの矛盾する客観証拠がないかぎり、有罪判決を下す実態を改めることが不可欠である。

「人質司法」については、カルロス・ゴーン事件で、先進国からも厳しく非難され、それを受けたかたちで、最近、『人質司法』からの脱却を求める法律家の声明」を求める呼びかけが始まった。

外国からの批判を受けて、司法制度を改革するのも恥ずかしい限りであるが、当局が、本特集とともに、それらを真摯に受け止め、早急に、刑事司法を抜本的に正すことを、強く求める。

〔法と民主主義〕編集委員会・高見澤昭治